

平成二十年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案要綱

一 平成二十年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額は、同年度の当初予算における揮発

油税の収入額の予算額の四分の一に相当する額とするものとする。

二 この法律は、公布の日から施行するものとする。